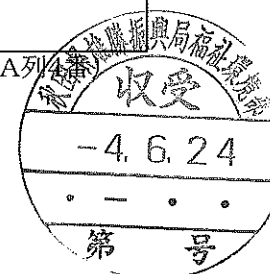


様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和4年 6 月 24 日	
秋田県知事 殿	
提出者	
住 所 秋田県湯沢市北荒町2番14号	
氏 名 株式会社 山脇組	
代表取締役 山脇 幹	
電話番号 0183-73-3201	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 山脇組
事業場の所在地	秋田県湯沢市北荒町2番14号
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D建設業 06総合工事業
② 事業の規模	870,910千円
③ 従業員数	33人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物の発生→自社又は委託業者による廃棄物の運搬→廃棄物中間処理場又は最終処分場

（日本工業規格 A列4番）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

各現場の現場代理人 : 産業廃棄物の管理

作業員 : 産業廃棄物の分別

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	1,410 t	t
	(これまでに実施した取組) 工法の検討をし、排出量を抑えるよう努める。 産業廃棄物の分別を徹底する。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	1,370 t	t
	(今後実施する予定の取組) 工法の検討をし、排出量を抑えるよう努める。 産業廃棄物の分別を徹底し、リサイクルできるよう適正に処理する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスコンがら、木くず、廃プラスチック、ガラス・陶磁器くず、繊維くず、金属くず、廃石膏ボード、紙くず、その他がれき類、混合、水銀使用製品 種類ごとに分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスコンがら、木くず、廃プラスチック、ガラス・陶磁器くず、繊維くず、金属くず、廃石膏ボード、紙くず、その他がれき類、混合、水銀使用製品 種類ごとに分別する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	1,410 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,105 t	t
	再生利用業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・優良認定処理業者を活用する。 ・リサイクル可能な産業廃棄物は再生利用業者に委託する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	1,370 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1,347 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き 優良認定処理業者を活用する。 ・リサイクル可能な産業廃棄物は再生利用業者に委託する。		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(別紙 第4面)

前年度(令和3年度)実績

①現状

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	木くず [※]	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	繊維くず [※]
全処理委託量(t)	967.88	366.1	40.57	5.28	12.41	0.97
優良認定処理業者への処理委託量(t)	678.7	366.1	34.15	5.21	12.41	0.97
再生利用業者への処理委託量(t)	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量(t)	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理	—	—	—	—	—	—

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	その他がれき類	紙くず	水銀使用製品	混合(管理型)
全処理委託量(t)	4	7.71	0.28	0.087	4.9
優良認定処理業者への処理委託量(t)	—	7.71	—	—	—
再生利用業者への処理委託量(t)	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量(t)	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理	—	—	—	—	—

(別紙 第5面)

②計画

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	木くず [※]	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	繊維くず [※]
全処理委託量(t)	950	350	35	5	10	5
優良認定処理業者への処理委託量(t)	950	350	30	3	5	5
再生利用業者への処理委託量(t)	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量(t)	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理	—	—	—	—	—	—

産業廃棄物の種類	金属くず	廃石膏ボード	その他がれき類	紙くず	水銀使用製品	混合(管理型)
全処理委託量(t)	1	3	6	1	1	3
優良認定処理業者への処理委託量(t)	—	—	4	—	—	—
再生利用業者への処理委託量(t)	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量(t)	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理	—	—	—	—	—	—

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(別紙 第2面)

前年度(令和3年度)実績

①現状

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	木くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
排出量(t)	967.88	366.1	40.57	5.28	12.41

産業廃棄物の種類	繊維くず	廃石膏ボード	その他がれき類	紙くず	水銀使用製品
排出量(t)	0.97	4	7.71	0.28	0.087

産業廃棄物の種類	混合(管理型)
排出量(t)	4.9

②計画

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	木くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
排出量(t)	950	350	35	5	10

産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず	廃石膏ボード	その他がれき類	紙くず
排出量(t)	5	1	3	6	1

産業廃棄物の種類	水銀使用製品	混合(管理型)
排出量(t)	1	3